## 長岡京市合冊入札取扱要領

(趣旨)

第1条 長岡京市が発注し契約担当課が入札(見積合わせを含む)を行う建設工事のうち、 同一箇所で同時期に行う関連性の高い建設工事について、円滑で適正に実施するこ とを目的とし、合冊入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところに よる。
  - (1) 合冊入札 1つの建設工事を契約単位として、1件の入札で複数の契約を締結するもの
  - (2) 主体工事 合冊入札に係る複数の建設工事のうち、設計時における直接工事費が 最も高い建設工事。
- (3) 関連工事 合冊入札に係る複数の建設工事のうち、主体工事以外の建設工事 (入札)
- 第3条 入札書は1枚とし、主体工事及び関連工事の消費税及び地方消費税に相当する額 (以下「消費税等」という。)が含まれていない工事価格の合計金額を記載するも のとする。

(契約書)

第4条 契約書は、それぞれの建設工事ごとに作成するものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、前条の規定により作成する契約書の金額により、決定するものと する。

(契約金額の算出)

- 第6条 契約金額は、落札金額をそれぞれの工事の消費税等を含まない予定価格の割合に 応じて按分した額(按分後の額に1円未満の端数が生じる場合は、小数点以下第1 位を四捨五入するものとし、その額を合算した金額が落札金額に一致しないときは、 主体工事に係る金額で調整を行うものとする。)に消費税等を加算した額とする。
  - (設計金額等の算出)
- 第7条 経費調整については、主体工事及び関連工事の直接工事費の合計額を用いて算出した主体工事の諸経費率により、当初設計時にのみ行うことを原則とする。なお、主体工事または関連工事の経費調整の算出結果が、経費調整を行う前より高額となった場合、高額となった工事については、経費調整を行わずに当該工事の諸経費率により算出するものする。
  - 2 主体工事または関連工事において、金額の変更を伴う設計変更があった場合の諸 経費率は、変更となった工事の直接工事費とそれ以外の工事の当初設計時に調整の

対象となった直接工事費により算出し、金額の変更を伴う設計変更がある工事のみ変更契約を行うものとする。ただし、当初設計時に経費調整を行わなかった工事については、当該工事の諸経費率により算出するものとする。

(準用)

第8条 市長が特に必要があると認める場合は、第6条までの規定は、建設工事以外の発注について準用することができる。その場合においては、第2条第2号の直接工事費にあたる金額は、予定価格によるものとする。ただし、契約金額の算出について、内訳書の提出を求めている場合で、内訳書により発注単位ごとの内訳が区分できる場合にあっては、第6条の規定にかかわらず、内訳書に記載の金額により算出することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札に係る手続きを開始するものから適用する。